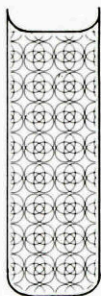


お知らせ



お悩みや苦情は まず相談を!!

場所 三隅町農業者トレー
ニングセンター
行政相談員 古 谷 吉 郎
役所の仕事について、お気
付きの点があれば、お気軽に
ご相談ください。

戦傷病者等の妻に対す る特別給付金支給法が 改正されます

このたび、戦傷病者等の妻
に対する特別給付金支給法が
改正されました。

ほとんどの妻に（戦傷病者
が平病死されても、また、現
在、国債償還中であつても）
特別給付金が支給されます。

お手持ちの国債・傷病恩給
等証書をご持参のうえ町民生
課、福祉係へご相談ください。
ただし左記□内に該当す
る者は、今回の対象とはなり
ませんのでご注意ください。

- 1 傷病恩給等受給の始期が、
昭和五十八年四月二日以後
の戦傷病者の妻。
- 2 昭和五十八年四月二日以
後、戦傷病者と婚姻した妻。
- 3 昭和五十八年四月一日以
後に、夫である戦傷病者が
死亡した妻。
- 4 平病死された戦傷病者の
妻で昭和五十八年五月十五
日現在、償還を受ける国債
のない者。 以上

ご存じですか “中小企業共済制度”

— 小さな負担で大きな安心 —

中小企業勤労者共済会制度
（共済会制度）は、中小企業
で働いている未組織の勤労者
の方の福祉の向上を図ること
を目的に、死亡・障害・入院・
住宅災害等不時の際の大きな
保障として県下全域にわたつ
て実施されている共済制度で
す。

この機会に中小企業に勤務
されている皆様のご利用をお
すすめします。
本制度にはつぎの特色があ
ります。

- ① わずかな掛金で大きな給
付があります。
- ② セット共済であるため幅
広い保障ができます。
- ③ 事業主の方が従業員のた
めに負担された掛金は損金

※公給領収証は必ず
受けとりましょう※
みなさんが日ごろ、レスト
ランで食事をされたり、ちよっ
と一杯ということですナック
やバーに行かれたり、料理店

扱いになります。

④ 事業主の方にとっては従
業員の福利厚生制度の代替
措置としても役に立ちます。

⑤ 共済会が協定した施設ま
たは、指定した保養施設を
利用した場合、利用料金の
一部が割引きとなります。

型種（掛金）
1型（四五〇円）2型（九
〇〇円）3型（一、五〇〇
円）高齢者型（四五〇円）
ファミリー型（五〇〇円）
加入資格

この制度に加入できる方は、
町内に住所または、事業所を
有する中小企業で働く従業員
等で契約有効日健康な方です。
まだ、共済に加入されていな
い人、加入されたい人、どう
ぞこの機会に、労働者共済に
ご加入ください。

詳しくは 役場経済課へ
☎ (3) - 10080

や旅館での宴会、あるいは宿
泊したときに、その料金と一
緒に納めていただいているの
が、料理飲食等消費税です。
公給領収証を受け取ってい
ただくことにより、正しく税
金を納めた証拠となり、みな

「自分の年金はどうなるのか」 「道路が壊れたままになって いる」、「役所の応待が不親切 である」、「事務処理が遅い」 など毎日の暮らしの中でこの ような苦情をお持ちになって いませんか。

総務庁（山口行政監察事務
所）では、このような皆様か
らの苦情や意見をおききして、
国などの行政が公正で民主的
に行われるようにするため、
行政相談制度を設けています。
この制度を広く知っていた
だくため、毎年、「行政相談
週間」を設けております。今
年度は、十月十二日（日）から十
八日（土）までの一週間を「行政
相談週間」といたしました。

さて、この週間にちなみ、
当町においても、次のとおり
行政（合同）相談所が開設さ
れます。
日時 十月二十日（月）九時か
ら正午まで

さんが納められた税金が間違
いなく県に納められたことの
しるしですから、必ず受けと
るようにしましょう。
「公給領収証受領交付
強調月間」
十月一日から十月三十一日

第六回心身障害者
スポーツ大会
日時 十月十二日（日）
場所 三隅町農業者トレー
ニングセンター
楽しい一日を過ごしましょう

移動 援 護 相 談

戦没者のご遺族並びに旧軍
人軍属などの皆さんに、県援
護老人課担当職員が直接相談
に応じます。
日時 十月二十二日（木）十時
から十五時まで
場所 長門市役所三階大会
議室

内容 旧軍人軍属の一時恩
給、普通恩給、傷病恩給、
戦没者遺族の遺族年金、公
務扶助料などについて
詳しくは 町民生課福祉係
☎ (3) - 10211 内線一三四